

山梨県営住宅設置及び管理条例新旧対照表

新	旧
<p>目次</p> <p>第一章～第五章 略</p> <p>第六章 指定管理者による県営住宅の管理（第五十条―第五十四条の二）</p> <p>第七章・第八章 略</p> <p>附則</p> <p>第六章 指定管理者による県営住宅の管理</p> <p>（指定管理者による管理）</p> <p>第五十条 知事は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、知事が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に別表第一に掲げる県営住宅であつて規則で定めるもの及び準特定優良賃貸住宅の管理を行わせるものとする。</p> <p>（指定の手續）</p> <p>第五十二条 略</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第五章 略</p> <p>第六章 準特定優良賃貸住宅の管理（第五十条―第五十四条の二）</p> <p>第七章・第八章 略</p> <p>附則</p> <p>第六章 準特定優良賃貸住宅の管理</p> <p>（指定管理者による管理）</p> <p>第五十条 知事は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、知事が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に準特定優良賃貸住宅の管理を行わせるものとする。</p> <p>（指定の手續）</p> <p>第五十二条 略</p>

2 知事は、前項の規定による申請書の提出があつたときは、次に掲げる基準により指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

一 事業計画の内容が、県営住宅の効用を發揮することができるものであること。

二 事業計画の内容が、県営住宅の適正かつ効率的な管理を図ることができるものであること。

三 事業計画の内容が、県営住宅の平等な利用を確保することができるものであること。

四 略

(準特定優良賃貸住宅の管理に係る読替え等)

第五十三条 略

(事業報告書の作成及び提出)

第五十四条 指定管理者は、毎年度終了後二月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定管理者の指定を取り消された場合にあつては、その取り消された日から二月以内に当該年度の当該日までの事業報告書を提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請書の提出があつたときは、次に掲げる基準により指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

一 事業計画の内容が、準特定優良賃貸住宅の効用を發揮することができるものであること。

二 事業計画の内容が、準特定優良賃貸住宅の適正かつ効率的な管理を図ることができるものであること。

三 事業計画の内容が、準特定優良賃貸住宅の平等な利用を確保することができるものであること。

四 略

(県営住宅の管理に関する規定の読替え適用等)

第五十三条 略

(事業報告書の作成及び提出)

第五十四条 指定管理者は、毎年度終了後二月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定管理者の指定を取り消された場合にあつては、その取り消された日から二月以内に当該年度の当該日までの事業報告書を提出しなければならない。

- 一 略
- 二 県営住宅の管理の業務に係る収支の状況
- 三 前二号に掲げるもののほか、県営住宅の管理の状況を把握するために知事が必要と認める事項

(知事による管理)

第五十四条の二 第五十条の規定にかかわらず、知事は、指定管理者の指定を受けるものがないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、臨時に、第五十一条に規定する県営住宅の管理の業務の全部又は一部を行うものとする。

2 略

別表第一 (第三条関係)

名称	位置
略	
葦崎団地	葦崎市
葦崎東団地	葦崎市

- 一 略
- 二 準特定優良賃貸住宅の管理の業務に係る収支の状況
- 三 前二号に掲げるもののほか、準特定優良賃貸住宅の管理の状況を把握するために知事が必要と認める事項

(知事による管理)

第五十四条の二 第五十条の規定にかかわらず、知事は、指定管理者の指定を受けるものがないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、臨時に、第五十一条に規定する準特定優良賃貸住宅の管理の業務の全部又は一部を行うものとする。

2 略

別表第一 (第三条関係)

名称	位置
略	
葦崎団地	葦崎市
葦崎西団地	葦崎市
葦崎東団地	葦崎市

略	
櫛形小笠原団地	南アルプス市
_____	_____
下高砂団地	南アルプス市
略	
八代団地	笛吹市
_____	_____
栗生野団地	甲州市
略	
山王団地	中央市
_____	_____
田富釜無団地	中央市
略	

略	
櫛形小笠原団地	南アルプス市
甲西団地	南アルプス市
下高砂団地	南アルプス市
略	
八代団地	笛吹市
上野原団地	上野原市
栗生野団地	甲州市
略	
山王団地	中央市
田富団地	中央市
田富釜無団地	中央市
略	